

お知らせ

城里町役場（代表）

☎ 029-288-3111

お知らせ

妊娠届出の手続きにも マイナンバーが必要ですよ

母子保健法の改正に伴い、今年1月から妊娠届出・母子健康手帳交付の際、マイナンバー（個人番号）の記入が必要になりました。

手続きの際には、個人番号カード、または通知カードと写真入りの身分証明書をご持参ください。
ご理解とご協力をお願いいたします。

問合せ 常北保健福祉センター
☎ 029-240-6550

土地及び家屋等縦覧帳簿の 縦覧について

所有している土地や家屋の価格（評価額）が適正かどうか比較できるようにするため、縦覧期間を次のとおり設けています。

期間 4月1日（金）～5月2日（月）
※土・日、祝日を除く

時間

午前8時30分～午後5時15分

場所 税務課（本庁舎1階）

縦覧できる方

町内に所在する土地・家屋の固定資産税の納税者または納税管理人及び相続人等

※個人情報保護の観点から、本人（代理権を有する方を含む）以外への質問にはお答えできませんので、ご了承ください。
持参するもの

- ① 本人確認ができるもの（運転免許証等）
- ② 納税通知書
- ③ 委任状（家族または代理人の場合）
- ④ 相続関係のわかる書類（相続人の場合）
- ⑤ 印鑑

問合せ 税務課（内線122）
☎ 029-288-3111

塩子運動公園ナイター設備 の利用中止について

塩子運動公園ナイター設備は、利用者の減少により、平成28年3月31日をもって利用を中止させていただきます。

4月1日以降は、常北運動公園内の運動広場（常北公民館前三角グラウンド）の夜間照明設備をご利用くださるようお願いいたします。

なお、塩子運動公園につきましては、日中に限り、従来どおり利用することができます。皆様方のご理解とご協力をお願いします。

問合せ 教育委員会事務局
生涯学習グループ
☎ 029-288-3135

ホロルの湯からのお知らせ

◇近日のイベント

- ・3/20(日)「手づくり市」
(10:00～17:00/玄関ホール)
- ・3/27(日)「ホロルまつり」
(10:00～17:00/玄関ホール)



◆休館日

3月7日(月)～11日(金)【設備点検】、14日(月)、22日(火)、28日(月)、4月4日(月)、11日(月)、18日(月)、25日(月)

問合せ ホロルの湯 ☎029-288-7775

休日・夜間における戸籍業務の取り扱いについて

休日・夜間における戸籍業務（婚姻届・出生届等）の受付窓口を次のとおり変更いたします。

変更前	変更後
役場本庁舎及び桂支所、七会支所	役場本庁舎のみ

変更日 平成28年4月1日(金)

※支所における休日・夜間の窓口業務は3月31日(木)をもって終了いたします

問合せ 町民課 ☎029-288-3111（内線114）

広告

被災者生活支援金の申請期限が再延長になりました

被災者生活再建支援金は、東日本大震災で被災された方の生活再建を支援するための制度です。

住宅の被害の程度に応じた基礎支援金及び住宅の再建方法に応じた加算支援金が支給されます。

申請期限 平成29年4月10日

(変更前：平成28年4月10日まで)

※請求期間がさらに1年間延長されました。

①基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給)

住宅の被害程度	支給額
全壊	100万円(75万円)
半壊のためやむをえず解体	
大規模半壊	50万円(37.5万円)

※()内の金額は、一人暮らしの場合の金額

申請方法

以下の書類を健康福祉課に提出してください。

- ・被災者生活再建支援金支給申請書
 - ・り災証明書(原本)
 - ・住民票謄本
 - ・預金通帳の写し(世帯主名義のもの)
 - ・半壊、敷地被害により解体した場合には、解体が完了したことが確認できる証明書
(例) 滅失登記簿謄本、解体証明書など
- ※税務課に滅失届を提出済みの方は、健康福祉課で発行可能です。

②加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給)

住宅の再建方法	支給額
建築・購入	200万円(150万円)
補修	100万円(75万円)
賃貸 (公営住宅を除く)	50万円(37.5万円)

※()内は、一人暮らしの場合の金額

申請方法

基礎支援金の申請後、または同時に申請してください。

※加算支援金だけの申請はできません。

必要書類 住宅の建築、購入、補修または賃貸を行ったことを示す契約書の写し

申請先・問合せ 健康福祉課 ☎029-353-7265

平成28年4月1日から

町営住宅等の入居要件と塩子塙住宅の家賃が変わります

①連帯保証人の要件緩和

▶人数 **2名**→**1名**

▶親族または**町内**在住・在勤者に限定

→親族または**県内**在住・在勤者に拡大

②町営住宅入居者の範囲を拡大

県内在住・在勤の要件を撤廃。どこに住んでいる方でも入居できるようになります。

③入居者の所得制限を緩和(塩子塙住宅)

所得が158,000円に満たなくても、以下の要件をすべて満たせば入居できるようになります。

- (1) 所得が123,000円以上
- (2) 年齢が40歳未満
- (3) 同居親族あり

④家賃を値下げ(塩子塙住宅)

家賃を一律5,000円引き下げます。4月から適用される家賃は以下のとおりです。

(単位：円)

所得	家賃月額
158,000(123,000)～199,999	30,000
200,000～449,999	40,000
450,000～487,000	50,000

問合せ 都市建設課 ☎029-288-3111(内線278)

※物品等の配布について※

旧坏小学校で不要となった物品等を必要な方に有償で配布します。

日時 3月13日(日) 午前9時～正午

場所 旧坏小学校(城里町上坏624)

対象者 ・城里町に住所を有する個人
・上記の日時に物品を搬出できる方
(設置場所から搬出・運搬作業ができる人数でお越してください)

数量 1人5点まで

価格 1品200円(図書は無料配布します)

※物品は現状引き渡しのため、不具合等もありますのでご理解ください。

※引き渡し後の返品は受け付けません。

問合せ 教育委員会事務局 ☎029-288-7010